

統計書利用上の注意

1 統計書内容の概況

この統計書は、関東信越国税局管内の平成14年度分の税務統計表、民間給与実態統計調査結果、会社標本調査結果及びそれらの参考表を収録したものである。この統計書に登載してある税務統計は、そのほとんどが税務署において調査したものを国税局が取りまとめ、国税庁又は国税局において集計したものである。

2 利用上の注意

(1) 表の構成

イ 全体の構成は、「第Ⅰ編 総括」、「第Ⅱ編 直接国税」、「第Ⅲ編 間接国税」、「第Ⅳ編 徴収」、「第Ⅴ編 その他」及び「付録」の6区分から成っており、更に「第Ⅱ編 直接国税」及び「第Ⅲ編 間接国税」については、各税目ごとに配列している。

ロ 計数は原則として当局全管分を登載しているが、主要な統計表については、県別及び税務署別を掲げるとともに、税務統計表の主要項目については累年比較をしている。

(2) 各表間の関連計数

「第Ⅱ編 直接国税」及び「第Ⅲ編 間接国税」の各表と「第Ⅳ編 徴収」の「徴収決定済額」欄とは、主として調査期間又は調査時点の相違により、計数は一致しない。

(3) 単位及び計数の処理方法等

イ 各表の計数は、各欄ごとに単位未満を四捨五入している。したがって表の内容と計（計、小計、合計及び総計）が一致しない場合もある。

ロ 四捨五入の結果、単位に満たない計数は「0」、該当する計数のない場合は「-」、不明な場合は「…」、また、負の計数については「△」をもって表示している。

ハ 表中の「X」は、情報を保護する観点から、計数を秘匿した箇所である。

ニ 金額は原則として「千円」単位とし、人員、場数等は一部の表を除いては1位の単位によっている。

ホ ※印を付した計数は累年比較表にも掲げてある。

(4) 調査対象期間と調査時点

調査対象期間及び調査時点は各統計表ごとに掲げたが、主な統計表の調査対象期間と調査時点は、次項に図示したとおりである。

主な統計表の調査対象期間と調査時点

		平成14年												平成15年									
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
申告所得税	平成14年分の所得税について、平成15年3月31日までに申告又は処理したもの	所得												申告又は処理									
源泉所得税	平成14年分の所得税について、①利子所得等に係るものは、平成14年2月から平成15年1月までに、「徴収高計算書」の提出のあったもの、②利子所得等以外に係るものは、平成15年4月30日までに「法定資料の合計表」の提出のあったもの	所得												合計表の提出									
法人税	平成14年2月1日から平成15年1月31日までに事業年度の終了した法人について、平成15年6月30日までに申告又は処理したもの	事業年度が終了した法人												申告又は処理									
相続税	平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得したものについて、平成15年10月31日までに申告又は処理したもの	相続又は遺贈												申告又は処理									
贈与税	平成14年分の贈与について、平成15年6月30日までに申告又は処理したもの	贈与												申告又は処理									
消費税	平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に終了した課税期間分の消費税について、平成15年6月30日までに申告又は処理したもの	課税原因（個人事業者）												申告又は処理									
		課税原因（法人）												申告又は処理									
酒税	平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成15年4月30日までに申告又は処理したもの	課税原因												申告又は処理									
たばこ税及びたばこ特別税 揮発油税及び地方道路税 石油ガス税 航空機燃料税 石油	平成14年4月1日から平成15年3月31日までの課税事績	課税原因												課税（申告又は処理）									
印紙税	平成14年4月1日から平成15年3月31日までに現金納付のあったもの	証書等の作成												現金納付									